

策定年月	平成 18 年 8 月 策定
変更年限	平成 21 年 7 月 改正
変更年限	平成 22 年 6 月 改正
変更年限	平成 26 年 9 月 改正
変更年限	令和 5 年 9 月 改正

隠岐の島町
農業経営基盤強化促進基本構想

第1. 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1. 土地利用の概況

隠岐の島町（以下「本町」という。）は、島根半島の北東約40km～80kmの日本海に浮かぶ隠岐諸島の中で最大の島である。総面積は24,282haで、内農用地面積は635haであり総面積に締まる割合は約2.6%と低く、地勢は急峻狭隘で河川流域の平坦部以外は、耕作条件が悪く、土壌も粘土質で水稲以外にはあまり適しておらず、本土市場との距離も遠いことから、厳しい条件下での農業が営まれている。

2. 農業の現状と課題

本町の農業は、水稲を基幹作物として、WCS用稲、飼料作物、そば、麦、大小豆、野菜（施設・露地）、繁殖牛等を組み合わせた複合経営体が主体であるが、「農作物価格の低迷」や「消費者の食の安全・安心と環境問題への対応」、頻発する自然災害・新たな感染症の発生等、農業を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした中、土地利用型農業を中心とする本町の農業構造は、離島・中山間地域という地理的悪条件に加え、「過疎・高齢化による生産力の低下」や、担い手不足に直面しており、担い手に集積されない農地の荒廃が危惧される。

これを放置すれば、周辺農地にも大きな支障を及ぼす恐れがあり、担い手の確保と農地の集積による生産性・収益性の向上が緊急の課題となっている。

3. 農業経営の目指す方向

本町の農村集落の現状をふまえ、本町農業の持続的発展を図り、食の安全・安定供給と収益性の向上を目指すとともに、農業が職業として選択し得る魅力があるものとなるよう、将来（令和15年2033年）の農業経営の方向性を定め、「効率的かつ安定的な農業経営体」を育成することとし、この目標達成の為に次の取組を進める。

（ア）収益性の高い農業への取組

米の消費減少や価格低迷が見込まれる中で、担い手においては水田での収益性の高い園芸作物（施設園芸・露地野菜等）への誘導を行い、水稲と園芸作物等の複合による経営の多角化・経営の改善と強化を図る。

また、新規就農者の確保と早期の経営安定を図る為、収益性の高い園芸作物（施設園芸・露地野菜等）の普及拡大を図り、収益性と生産性の向上を目指す。

（イ）食の安全・安心に関する取組（GAP）

食の安全・安心への関心が高まる中、生産の記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行うGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組が生産者・消費者双方から注目されている。

経営上のリスク対策、生産コスト削減、作業効率の向上、労働環境等の改善に繋げる為、担い手を中心に県版GAP認証制度「美味しまねゴールド（安全で美味しい島根の県産品認証制度）を含む「国際水準GAP」の認証取得に向け働きかけを行う。

（ウ）地域を支える担い手等の確保

担い手を含む農業従事者の高齢化が進行する中、本町の農業を持続的に発展させていくためには、継続的かつ安定的に新規就農者を確保していくことが不可欠であり、U・Iターン者や定年帰農者等、年齢や農業経営の規模によらず、地域が必要とする農業人材の確保育成や、日本型直接支払制度（中山間直接支払・多面的機能支払）を活用した、集落機能の維持強化・広域連携により地域を支える担い手の確保を図る。

(エ) 耕畜連携の取組

本町の「肉用牛生産」は、地域に根付いた生産基盤と文化に支えられ、重要な基幹作目に位置づけられており、公共牧野を活用した低コスト生産をはじめ、受精卵移植等を活用した繁殖雌牛の改良により、需給の安定的な拡大が期待されている。

今後は、畜産農家からの粗飼料（WCS用稲・飼料作物）需要の高まりにあわせ、主食用米からの転換作物として、需給のバランスを取りながら粗飼料の生産拡大を図ると共に、良質な家畜ふん堆肥の生産と利用を働きかけ、耕種農家と畜産農家双方にメリットのある耕畜連携を目指す。

(オ) 農業生産基盤の改良及び農用地利用の推進

本町の農業の生産性向上や、農地の有効利用を図る上で、農業生産基盤の改良が重要となることから、水田においては、排水改良等による農作業の効率化と労働生産性の向上を図ると共に、園芸作物（施設園芸・露地野菜）の高収益作物の導入による、農用地利用の推進を図る。

畜産業においては、公共牧野の利用頭数の低下や雑木の繁茂により、牧養力の低下が課題となっており、既存の公共牧野の再整備と計画的利用により、本町の強みである公共牧野を活用した低コスト生産を更に進める。

(カ) 労働力補完の仕組みづくり

担い手の経営改善や経営規模の拡大に伴い、労働力の確保が重要な課題となっている。

この為、担い手の経営改善に向けた雇用労力の確保に向けて、農作業受託組織等の運営体制の強化や育成等に係る各種支援を行う。

また、必要に応じて障がい福祉サービス事業所等との連携による、障がい者の就労支援（農福連携）に協力を行い、担い手の雇用労力の確保と就労環境の改善を図る。

4. 農業経営の目標

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の基本水準

本町及び中山間地域における他町村の優良事例をふまえつつ、農業経営の発展を目指す農業者が、地域の他産業従事者並の年間所得、年間労働時間の水準を目標とし、これらの農業経営体の本町の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目指す。

年間農業所得	概ね 400 万円(主たる農業従事者 1 人当たりの所得)
年間労働時間	概ね 2,000 時間(主たる農業従事者 1 人当たり労働時間)
集積率の目標	概ね 67% ※

※集積率の目標については、「島根県農業経営基盤強化基本方針」に準じて決定しており、効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対し、経営農地を効率的に利用し得るよう措置する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の基本水準

新たに農業経営を営もうとする青年等については、農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとする観点から、地域の同世代の者と遜色のない年間所得を実現すると同時に、将来の効率的かつ安定的な農業経営体を想定したものとして、農業経営の開始から 5 年後には、(1) に示す「効率的かつ安定的な農業経営の基本水準」の 7 割程度の農業所得を目標とする。

年間農業所得	概ね 280 万円(主たる農業従事者 1 人当たりの所得)
年間労働時間	概ね 2,000 時間(主たる農業従事者 1 人当たり労働時間)

5. 効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項

この目標を達成するために本町では、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これらを支援する農業経営基盤強化促進事業や、その他必要な措置を総合的に実施する。

(1) 推進体制の構築等に関する事項及び指導体制

隠岐の島町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、島根県農業協同組合隠岐地区本部（以下「隠岐地区本部」という。）、島根県隠岐支庁農林水産局農業振興部（以下「農業振興部」という。）、公益財団法人隠岐の島町農業公社（以下「農業公社」という。）、隠岐の島町地域農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）等との連携を基に、「地域計画」の実行に向けた地域の話し合いの推進と、本町における農業の将来展望とそれを担う農業経営体の明確化を行っていく。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し、適切な指導を行うと共に、その達成に必要な生産方式や経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等に向けて誘導・指導を行う。

(2) 土地利用型農業の推進

人口減少等に伴う米需要の減少から、更なる米価の下落が懸念される中、本町においては、今後も主食用米が基幹的な作物であることに変わりはない。

このため、土地利用型農業による発展を目指す意欲的な担い手に対しては、農業委員会を核として、農業公社、公益財団法人しまね農業振興公社（以下「中間管理機構」という。）との連携のもとに、農地中間管理事業等の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して、円滑な農用地の面的集積を図り経営の合理化を推進する。

また、「島の香り 隠岐藻塩米」をはじめとする特色ある米作りによる有利販売や、スマート農業技術の普及拡大や品種選択などによる、一層の生産コストの削減を図り、更なる米価の下落にも耐えうる経営体質の確立を目指す。

土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び、これらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び、法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう、団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び、農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

(3) 担い手の育成

法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい農業経営体の育成方針の中心として位置づけ、農地の集積をはじめ、その他支援措置についても農業経営改善計画及び、青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体に重点的に実施されるよう努めることとする。

また、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や、経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び、研修会の開催等を農業振興部の協力を受けて行う。

なお、経営改善計画の認定期間を修了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上

に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成指導等を重点的に行う。

(4) 集落営農組織の育成

効率的かつ安定的な農業経営体の確保育成が困難となる中、集落営農組織が地域農業に果たす役割がますます重要となることから、当該組織を地域の担い手と明確に位置づけその育成を図る。

特に、認定農業者等の担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導助言を行う。

(5) 兼業農家等の役割分担

育成を図るべき農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で、補助労働力の提供等役割分担の明確化を図りつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティーの維持を図る。

また、地域全体としての発展に結びつくよう効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも法やその他諸施策に基づく農業経営基盤の強化並びに農業構造改善の意義について、理解と協力を求めていく。

第2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示す目標の達成を可能とする、「効率的かつ安定的な農業経営」の指標として本町及び中山間地域における他町村の事例を踏まえつつ、本町における主要な経営類型についてこれを示すとの次のとおりである。

農業経営の指標 経営モデル① (個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水 稲 + 雑 穀 (麦・そば ・大小豆) + WCS用稲 + 作業受託 (水稲)	<作付面積>	<主たる資本装備>	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の生産工程管理基準又は、国際水準GAPに基づく農場管理に取り組む。	・家族経営協定の締結 ・主たる従事者1人 ・補助従事者2人 ・農閑期には各種研究会、講習会に積極的に参加する。
	5.0ha	育苗ハウス(216㎡) 1棟		
	2.0ha	トラクター(30ps) 1台		
		側条施肥田植機(5条) 1台		
		ドライブハロー 1台		
3.0ha	畦立機(トラクター直結) 1台			
	自脱型コンバイン(3条) 1台			
	トラック 1台			
	溝堀機(トラクター直結) 1台			
5.0ha	動力噴霧機 1台			
	管理機(培土機) 1台			
<経営面積>	大豆ストレッシャー 1台			
10.0ha	ビーンハーベスター 1台			
(内借地9.0ha)	ドローン(共同利用) 1台			

		<p><水稲・WCS用稲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の集団化を図り作業効率の向上を図る。 ・水稲については、品種の構成により作業期間の拡大を図る。 ・ドローンによる効率的な病害虫防除等を図る。 ・高密度で播種・育苗する技術を導入し、コスト削減を図る。 ・WCS 収穫作業の畜産農家への委託や堆肥との交換等の耕畜連携によりコスト低減を図る。 <p><雑穀(大小豆)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・田畑輪換(3年移動)を行い、豆類の連作障害防止を図る。 		
--	--	--	--	--

農業経営の指標 経営モデル②

(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
<p>水稲 (慣行又は特栽米) + WCS用稲 + 作業受託 (水稲)</p>	<p><作付面積> 8.0ha 2.0ha 5.0ha <経営面積> 10.0ha (内借地9.0ha)</p>	<p><主たる資本装備></p> <p>育苗ハウス(216㎡) 1棟 トラクター(30ps) 1台 側条施肥田植機(5条) 1台 ドライブハロー 1台 自脱型コンバイン(3条) 1台 トラック 1台 ドローン(共同利用) 1台</p> <p><水稲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の集団化を図り作業効率の向上を図る。 ・ドローンによる効率的な病害虫防除等を図る。 ・高密度で播種・育苗する技術を導入し、コスト削減を図る。 ・WCS 収穫作業の畜産農家への委託や堆肥との交換等の耕畜連携によりコスト低減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の生産工程管理基準又は、国際水準GAPに基づく農場管理に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・主たる従事者1人 ・補助従事者2人 ・農閑期には各種研修会、講習会に積極的に参加する。

農業経営の指標 経営モデル③

(個別経営体)

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
施設野菜 (果菜類)	<p><作付面積> 半促成+抑制 トマト 36.0a きゅうり 36.0a (3.0a×2.0 回転×6棟)</p> <p><経営面積> ハウス実面積 18.0a (内借地 30.0a)</p>	<p><主たる資本装備> パイプハウス(300㎡) 6棟 作業舎兼格納庫(66㎡) 1台 灌水ポンプ 1台 袋詰め機 2台 搬出コンベア 2台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 播種機 1台 運搬車 1台 予冷库 1台 トラック 1台</p> <p><施設野菜> ・排水対策、土づくりに努める。 ・除草、病虫害対策を徹底する。 ・播種、収穫、調整等の適期作業に務める。</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の生産工程管理基準又は、国際水準GAPに基づく農場管理に取り組む。</p>	<p>・家族経営協定の締結 ・主たる従事者1人 ・補助従事者2人 ・農閑期には各種研修会、講習会に積極的に参加する。</p>

農業経営の指標 経営モデル④
(個別経営体)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
施設野菜 (葉菜類)	<p><作付面積> ホレン草 45.0a (3.0a×2.5 回転×6棟)</p> <p>小松菜 54.0a (3.0a×3.0 回転×6棟)</p> <p><経営面積> ハウス実面積 18.0a (内借地 30.0a)</p>	<p><主たる資本装備> パイプハウス(300㎡) 6棟 作業舎兼格納庫(66㎡) 1台 灌水ポンプ 1台 袋詰め機 2台 搬出コンベア 2台 動力噴霧器 1台 管理機 1台 播種機 1台 運搬車 1台 予冷庫 1台 トラック 1台</p> <p><施設野菜> ・排水対策、土づくりに努める。 ・除草、病害虫対策を徹底する。 ・播種、収穫、調整等の適期作業に務める。</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の生産工程管理基準又は、国際水準GAPに基づく農場管理に取り組む。</p>	<p>・家族経営協定の締結 ・主たる従事者1人 ・補助従事者2人 ・農閑期には各種研修会、講習会に積極的に参加する。</p>

農業経営の指標 経営モデル⑤

(個別経営体)

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
繁殖牛 + 水 稲 又は WCS 用稲 + 飼料作物	<作付面積> 15 頭 5.0ha 3.0ha <経営面積> 水田 5.0ha 飼料畑 3.0a (内借地 7.0a)	<主たる資本装備> 牛舎(180 m ²) 1 棟 農機資材庫(50 m ²) 1 棟 堆肥舎(50 m ²) 1 棟 育苗ハウス(216 m ²) 1 棟 トラクター(30ps) 1 台 側条施肥田植機(5 条) 1 台 ドライブハロー 1 台 自脱型コンバイン(2 条) 1 台 トラック 1 台 動力運搬車 1 台 マニアスプレッター 1 台 ロールバー等飼料生産機械 1 式 <繁殖牛> ・繁殖牛は年間 240 日放牧を行い 低コスト生産に務める。 ・舎飼期間中の粗飼料は、水稻副 産物の稲ワラを中心に、子牛の み乾草を給与する。 ・WCS 用稲や飼料作物により自給 飼料を確保するとともに、堆肥 と稲ワラ交換等の耕畜連携によ り飼料コストの低減を図る。 ・受精卵移植や、県外優良雌牛導 入等により繁殖牛の改良を図 る。	・複式簿記記 帳により経営 と家計との分 離を図る。 ・青色申告の 実施 ・「農業生産工 程管理(GAP) の共通基盤に 関するガイド ライン」に準 拠した農場管 理に取り組 む。	・家族経営協定の締結 ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 2 人 ・農閑期には各種研修 会、講習会に積極的に 参加する。

農業経営の指標 経営モデル⑥
(個別経営体)

経営 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
繁殖牛	<p><作付面積> 30 頭</p>	<p><主たる資本装備> 繁殖牛舎 (360 m²) 1 棟 堆肥舎 (100 m²) 1 棟 農機具舎 (100 m²) 1 棟 飼料庫及び敷料庫 (50 m²) 1 棟 フロントローダー 1 台 トラック (4 t) 1 台 動力運搬車 1 台</p> <p><繁殖牛> ・糞尿処理については、機械利用により省力化を図る。 ・年間 240 日放牧を行い低コスト生産に務める。 ・労働時間の短縮及び、資本装備の軽減を図るために、粗飼料の時給は行わない。 ・堆肥と稲ワラ交換等の耕畜連携に取り組むことで飼料コストの低減を図る。 ・受精卵移植や、県外優良雌牛導入等により繁殖牛の改良を図る。</p>	<p>・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施 ・「農業生産工程管理 (GAP) の共通基盤に関するガイドライン」に準拠した農場管理に取り組む。</p>	<p>・家族経営協定の締結 ・主たる従事者 1 人 ・補助従事者 2 人 ・農閑期には各種研修会、講習会に積極的に参加する。</p>

農業経営の指標 経営モデル⑦

組織経営体（集落営農法人）

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水 稲 + 雑 穀 (麦・そば ・大小豆) + WCS 用稲 + 作業受託 (水稲)	<作付面積> 15.0ha 3.0ha 3.0ha 6.0ha <経営面積> 水田 21.0ha (内借地18.0ha)	<主たる資本装備> 育苗ハウス(216㎡) 2棟 トラクター(30ps) 2台 側条施肥田植機(6条) 1台 ドライブハロー 1台 畦立機(トラクター直結) 1台 自脱型コンバイン(3条) 2台 トラック 1台 溝堀機(トラクター直結) 1台 ドローン(共同利用) 1台 動力噴霧機 1台 管理機(培土機) 2台 播種機 1台 大豆スレッシャー 1台 ビーンハーベスター 1台 <水稲・WCS 用稲> ・農地の集団化を図り作業効率の向上を図る。 ・水稲については、品種の構成により作業期間の拡大を図る。 ・ドローンによる効率的な病害虫防除等を図る。 ・高密度で播種・育苗する技術を導入し、コスト削減を図る。 <雑穀> ・田畑輪換(3年移動)を行い、豆類の連作障害の防止を図る。	・複式簿記記帳による経営を行う。 ・青色申告の実施 ・「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の生産工程管理基準又は、国際水準GAPに基づく農場管理に取り組む。	・主たる従事者3人 ・補助従事者1人 ・農閑期には各種研修会、講習会に積極的に参加する。

農業経営の指標 経営モデル⑧

組織経営体（集落営農法人）

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稲 + 施設野菜 + 作業受託 (水稲)	<作付面積> 15.0ha 柿刈草 37.5a (3.0a×2.5 回転×5棟) 小松菜 45.0a (3.0a×3.0 回転×5棟) 3.0ha <経営面積> 水田 15.0ha (内借地14.0ha) ハウス実面積 15.0a	<主たる資本装備> 育苗ハウス(216㎡) 2棟 トラクター(30ps) 2台 側条施肥田植機(6条) 1台 ドライブハロー 1台 畦立機(トラクター直結) 1台 自脱型コンバイン(3条) 2台 トラック 1台 溝堀機(トラクター直結) 1台 ドローン(共同利用) 1台 パイプハウス(300㎡) 5棟 作業舎兼格納庫(66㎡) 1棟 灌水ポンプ 1台 袋詰め機 2台 搬出コンベア 2台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 播種機 1台 運搬車 1台 予冷库 1台 <水稲> ・農地の集団化を図り作業効率の向上を図る。 ・水稲については、品種の構成により作業期間の拡大を図る。 ・ドローンによる効率的な病害虫防除等を図る。 ・高密度で播種・育苗する技術を導入し、コスト削減を図る。 <施設野菜> ・排水対策、土づくりに努める。 ・除草・病害虫対策を徹底する。 ・播種、収穫、調整等の適期作業に務める。	・複式簿記記帳による経営を行う。 ・青色申告の実施 ・「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の生産工程管理基準又は、国際水準GAPに基づく農場管理に取り組む。	・主たる従事者3人 ・補助従事者1人 ・農閑期には各種研修会、講習会に積極的に参加する。

第3. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始後5年後の農業経営目標は、概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- (2) この目標達成には、就農時の年齢や家族構成、就農地域、既存の経営基盤の活用の有無、経営作目により大きく異なるため、経営の発展段階、技術・経営力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等も勘案し、実現可能な目標を設定する。

第4. 前二号に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、農業経営・就農支援センター、農業振興部、隠岐地区本部、農業公社、農業委員会、再生協議会等と連携し、生産方式の高度化や合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

- (1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方
 - ア 認定農業者制度、認定新規就農者制度及び、それらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用すると共に、研修・指導や相談対応等に取り組む。
 - イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受け入れ体制の整備、先進地等での研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
 - ウ 農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入等の労働力の活用等に取り組む。
 - エ 本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、農業の魅力等を発信すると共に、雇用就農する者、定年退職後に就農する者、他の仕事と共に農業に従事する者などの多様な人材に対し、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受け入れ体制の整備、研修の実施、交流会等の実施に向けた支援を行う。
- (2) 就農希望者の受け入れから定着に向けた取組

新たに農業経営を営もうとする青年等や、農業を担う多様な人材の確保に向けて、受け入れから定着に向けた各種支援を行う。

 - ア 就農希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する技術習得に向けた研修の実施や、研修農場の整備、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
 - イ 新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成した場合、青年等就農資金等の新規就農関連の支援策を活用しながら、確実な定着と経営発展に向けてのフォローアップを行う。
 - ウ 青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。
- (3) 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保育成のための情報収集・相互提供

農業を担う者の確保のため、関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を把握するよう努め、町内の区域内において後継者がいない場合には、島根県及び農

業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たな農業経営を開始する者が円滑に委譲を受けられるよう、関係機関と連携して円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 前記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営体の地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標

地域区分	シェアの目標	育成すべき農業経営体の数				
		個別経営体	組織経営体	合計		
隠岐の島町 全域	67.0% (425.0ha)	現状年(令和5年度)	18	現状年(令和5年度)	7	25
		内 認定農業者	17	内 認定農業者	7	
認定新規就農者	1	認定新規就農者	0			
隠岐の島町 全域	67.0% (425.0ha)	目標年(令和15年度)	19	目標年(令和15年度)	8	27
		内 認定農業者	10	内 認定農業者	7	
認定新規就農者 (事業継承を含む)	9	認定新規就農者 (事業継承を含む)	1			

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体等の地域における農用地利用及び*基幹的農作業を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むシェアの目標である。
*基幹的農作業(水稻については、耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)
- 2 目標年次は、令和15年(2033年)とする。

2. 農用地の利用関係の改善に関する事項

本町においては、水稻を主体とする土地利用型農業が中心であり、認定農業者等への農用地の集積が一定程度進んでいる状況にあるが、経営農地は比較的分散傾向にある。

このため、農作業の効率化を図るため、更なる農用地の利用集積・集約が必要であり、区内で分散している農用地を一段の農用地利用となるよう、次により進めることとする。

- (1) 農用地の利用集積に関する目標等を達成するため、再生協議会、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の引受け手の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件の

特性、農用地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積・集約を促進する。

- (2) 農用地の利用集積・集約が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、年度ごとに利用集積・集約の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る。
- (3) 農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮し、両者の間で農用地の利用集積・集約に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行う。
- (4) 農地中間管理事業等の周知と積極的活用を図り、農用地の面的集積・集約を図り、経営農地を効率的に利用し得るよう調整を行う。

3. その他の農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町内全域で農用地の利用調整を行うため、地域ごとの農用地の利用状況、営農活動の実態、それらを踏まえた今後の農地利用の見通し、認定農業者等への農用地の利用集積や、地域における農用地の集団化（集約化）及び、総合的な利用を次により進める。

- (1) 町は、中間管理機構、農業振興部、土地改良区、隠岐地区本部、農業公社、農業委員会、再生協議会等の関係機関と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の利用を進め、団地面積の増加と担い手への農用地の集積を促進する。
- (2) 農地が狭小・不整形・急傾斜等の悪条件により、担い手の確保が困難な地域においては、地域住民の意向に十分に配慮しながら、水田放牧の導入を検討するなど、農用地利用の推進と荒廃農地の発生防止を図る。

第6. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、島根県が策定した「島根県農業経営基盤強化促進基本方針」の第2「効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために必要な事項」の、「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、本町の農業の地域特性を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に取り組む。

- (1) 利用権設定等促進事業
- (2) 地域計画推進事業
- (3) 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- (4) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (5) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (6) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (7) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事業
- (8) その他農業経営基盤の強化、促進を図るために必要な事業

これらの各事業については、各地区の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 平坦部の田井地区、二本松地区、中村地区、南北地区、下田地区等、圃場整備事業が実施され、圃場区画の大きい地区においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業や地域計画推進事業を重点的に実施し、特に担い手が面としてまとまった形での農用地の利用により、効率的な生産が行われるよう努める。
- イ 中山間地域においては、農用地利用改善事業の推進に努め、農用地利用改善団体等の育成を図り、担い手不足の解消と荒廃農地の解消に努める。
- ウ その他の地区においては、担い手の育成に努めるとともに、利用権設定等促進事業、地域計画推進事業や委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業を実施し、荒廃農地の解消に努める。

以下、各個別事業毎に述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事することが認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
 - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、アに掲げる要件）すべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は、法第 7 条に規定する農地中間管理事業の特例事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる事務を実施する独立行政法人農業者年金基金が、利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等（農地法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する業務執行役員等をいう。以下同じ。）のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び、決済の方法その他の利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ）の算定基準及び、支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（3）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、（5）の申出その他の状況から、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の 30 日前までに、当該利用権の存続期間（又は残存期

間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(4) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者(以下「認定就農者」という。)で利用権の設定を受けようとする者又は、利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者又は認定就農者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部を、その地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営業指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 本町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地中間管理機構は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(5) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(4)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、(4)の②から④の規定による農地中間管理機構、農業協同組合、農用地利用改善団体又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本町は、農用地利用集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は、養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(6) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２第１項に定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（７）同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（６）の②に規定する土地ごとに（６）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設立又は移転をする場合における当該土地について、所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（８）公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、（４）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（６）の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示版への掲示により公告する。

(9) 公告の効果

本町が(8)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(10) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(11) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は、使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(農地法第6条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(12) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(8)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもが、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち、当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (8)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより、これらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者が、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び、当該農用地利用集積計画のうち、取消しに係る部分を町の掲示板に公告する。

④ 本町が、③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対

し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。

農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2. 地域計画推進事業に関する事項

第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- (1) 協議の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに当該区域の農繁期を除いて設定し、協議の開催にあたっては、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- (2) 参加者については、農業者、農業委員、農地利用最適化推進員、農業振興部、隠岐地区本部、農地中間管理機構、土地改良区、町、その他の関係者とし、協議の場において、地域を中心となる農用地の出し手及び、受け手の意向が反映されるよう調整を行う。
- (3) 協議すべき事項
区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項。
- (4) 協議の場の参加者等から、協議事項に係る問い合わせへの対応を行うため、対応窓口を農林水産課（農林振興係）に置く。
- (5) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の設定については、人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- (6) 町は、地域計画の策定にあたっては、関係機関、関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理をおこなうこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を行う。

3. 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 町は、町内一円を区域として農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を行う中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 町、農業委員会、隠岐地区本部、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

4. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農業地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地地用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1集落～数集落、又は共同乾燥施設範囲の広範囲な受益地)とするものとする。

ただし、集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率化かつ総合的な利用を図るための、作付け地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規定の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地地用規定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付け地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農地利用改善事業の実施区域

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規定においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規定の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を町に提出し、農用地利用規定について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が、認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を、町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び、利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等、又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は、当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していること等、農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。(以下「特定農業団体」という。))を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は、特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は、特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は、特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び、農作業の委託に関する事項
- ③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について、利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員から、その所有する農用地について利用権の設定等、又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に、利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内に、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に務める。
- ② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業振興部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように務める。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合、その他農業に関する団体による農業作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から、全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた、適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

(1) 経営体質強化の推進

ア 高能率機械化体系や、新たな生産方式に対応した効率的な生産規模の確保を進めるとともに、複式簿記の実施等合理的な経営管理を推進する。

また、このような経営管理を行う基盤として、農地の流動化や農用地利用の集団化、新技術の導入を可能とする基盤整備に努める。

イ 経営規模の拡大と併せ、労働力や機械施設等の有効活用を図りつつ、経営の安定と所得の確保を図る観点から、地域の実情にあった収益性の高い作目を導入することによる

複合化の取り組み等を推進する。

ウ 望ましい農業経営体の育成のための経営・技術指導・情報の収集等の支援活動を実施する。

エ 各種農業用機械の効率的な活用を推進するとともに、新技術や新しい機械施設の導入について農業振興部、農業協同組合を中心とした支援を推進する。

(2) 就業条件の改善等、ゆとりある経営の実現

ア 生産性向上や労働負担の軽減を図り、ゆとりある経営を実現するため、機械化・省力化技術の普及に努める。

イ 時期的な繁忙や、家畜飼養等に伴う労働の拘束に対応するための、ヘルパー制度の導入や、調整確保を図るシステムの確立を支援する。

ウ 就業条件の改善等を図るため、家族経営協定の締結を推進する。

(3) 青年農業者の確保・育成

ア 資金・研修制度等、新規就農者に対する支援体制の確立を図る。

イ 青年農業者等で構成する自主的集団活動等に対する支援を行う。

(4) 農産物の流通の改善

農業経営の安定と所得の確保を図る観点から、農業協同組合、その他農業に関する団体と連携して、農産物の品質の向上、計画出荷等流通改善のための必要な施策を推進する。

(5) 農村女性・高齢者に対する支援及び兼業農家との連携

ア 地域農業の発展には、女性・高齢者の果たす役割が大きいことから、それぞれの能力等を生かした経営参画を推進し、自主的集団活動等に対し支援等を行う。

イ 農業経営体と兼業農家・高齢農家及び土地持ち非農家等の間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の役割分担、連携の強化を図り、相互のメリットを享受できる体制づくりに努める。

7. 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の4(2)に掲げる目標を長期的にかつ計画的に達成していくため、関係機関・団体と連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業振興部や、隠岐地区本部等と連携しながら、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

児童・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択の一つとなるよう、教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。

具体的には、生産者との交流の場を設ける、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

島根県立農林大学校や農業振興部、農業委員会、指導農業士、隠岐地区本部等と連携

協力して、研修や営農指導の時期内容等の就農前後のフォローアップの状況を共有し、当該青年等の営農状況を把握しながら、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

青年新規就農者ネットワークへの加入促進、隠岐地区本部や直売施設への農産物の出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の機会の提供等により、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の、地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策事業や青年等就農資金、強い農業づくり総合支援交付金等の、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら、経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者への誘導を行う。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、町及び農業振興部、技術や経営ノウハウの習得については、島根県立農林大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、農業振興部や隠岐地区本部、町内認定農業者、指導農業士等、農地の確保については、農業委員会や中間管理機構及び農業公社等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本町は、農業近代化施設の導入を推進し、農業生産基盤の整備を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者の経営発展に資するよう努める。

イ 本町は、水田収益強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、需要に応じた作物の生産推進により望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 本町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農業振興部、隠岐地区本部、町農業公社、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される農業経営体の育成に資するための実現方策について、関係機関・団体別の行動計画を作成し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営体の育成及び、これらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、隠岐地区本部、土地改良区、中間管理機構、町農業公社は、農業経営基

盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、再生協議会のもとで相互の連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町はこのような協力の推進に配慮する。

第7. その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 19 年 1 月 23 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和 5 年 9 月 28 日から施行する。
- 6 この基本構想は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。

別紙1（第6の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発として農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………法第18条第3項第2号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は、生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を有効的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
……………その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2 (第 6 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする貸借権又は、使用貸借による権利に限る。) の設定又は、移転を受ける場合。

ア 存続期間 (又は残存期間)	イ 借賃の算定基準	ウ 借賃の支払 方 法	エ 有益費の償還
<p>1 存続期間は原則 3 年以上 (農業者年金制度関連の場合は 10 年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間) とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において、栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて、上記の期間とすることが相当でない認められる場合には、上記の期間と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途における解約については、当事者双方の合意があった場合に認める。</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分に考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で 定 め た 場 合 に は 、 原 則 と して 毎 年 一 定 の 期 日 まで に 当 該 年 に 係 る 借 賃 の 支 払 等 を 履 行 す る も の と す る 。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良の為に費やした金額その他有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良の為に費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本町が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混木林地又は、農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

ア 存続期間 (又は残存期間)	イ 借賃の算定基準	ウ 借賃の支払 方 法	エ 有益費の償還
I のアに同じ	<p>1 混木林地については、その混木林地の近傍の混木林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I のイの3と同じ。</p>	I のウに同じ	I のエに同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより、取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

ア 存続期間 (又は残存期間)	イ 損益の算定基準	ウ 損益の決済 方 法	エ 有益費の償還
I のアに同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から、農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業の実施者又は農業経</p>	<p>I のウに同じ。</p> <p>この場合において I のウ中の「貸賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。</p>	I のエに同じ。

	営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。		
--	--------------------------------	--	--

IV 所有権の移転を受ける場合

ア 対価の算定基準	イ 対価の支払方法	ウ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎に、それぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引、その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>